

記帳説明会・消費税説明会のご案内

税務署では、事業・不動産所得を有する方や消費税の課税事業者の方などを対象に、記帳・帳簿等保存制度や消費税の経理処理等に関する基本的な事項の説明会を次のとおり開催します。

新たに記帳を行う方や記帳の仕方がよく分からない方は、今回の記帳説明会をぜひご利用ください。

なお、この説明会では、青色申告制度の概要説明および会場の提供において、一般社団法人東金青色申告会の協力をいただいています。

▶説明事項

- ・記帳・帳簿等保存制度および青色申告制度の概要（電子帳簿保存法の改正事項等を含む）
- ・白色申告者および青色申告者の帳簿とその記帳のやり方
- ・消費税の概要、消費税の経理処理と

記帳

- ・インボイス制度の概要、中小企業者の負担軽減措置および登録申請の方法 等
- ▶日時・会場＝別表のとおり
- ▶その他

・名前等の個人情報については、税務署や青色申告会が開催する説明会および記帳指導のご案内以外には利用しません

・国税庁ホームページに、記帳・帳簿等に関する情報をまとめたページを掲載していますので、記帳説明会にご参加できない方はご覧ください

・税務署担当職員にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください

【申・問】東金税務署個人課税第1部門

☎（52）3121

●別表 ※事前予約制。

開催日時		説明対象者	会場
10月24日(木)	10時～12時	事業所得を有する方	一般社団法人東金青色申告会 東金青色会館 (東金市南上宿2-8-16)
	13時30分～15時30分	事業所得を有する方	
10月25日(金)	10時～12時	事業所得を有する方	東金市南上宿2-8-16)
	13時30分～15時30分	不動産所得を有する方	



▲記帳・記簿等の保存について
(国税庁ホームページ)

地域計画の法定化に伴い、令和7年4月以降または、地域計画が策定された地域は、原則として農地中間管理機構を経由した農地の貸借方法となります。なお、従来の農地法第3条による農地の貸借はできません

農地の貸借方法が変わります

【問】農業委員会事務局

☎（70）0393

千葉県園芸協会農地部

☎043(223)3011



▼日時 10月25日(金)、11月22日(金) 13時～15時30分
▼必要なもの Ⅱ負担金
※事務負担金は搬入車両1回につき1台100円、処理負担金は農業用廃プラスチック1kgにつき39円です。
▼注意事項
・個別回収はありません

農業用廃プラスチックおよび肥料袋の一斉回収

・塩ビは水洗浄、ポリ・肥料袋は土払いし、同じ材料で結束し、荷台へ積載後、シートを掛けてください

・処理方法が守られていないものや、搬入時の放射線量検査の結果、0.23マイクロシーベルト/時以下でないものは回収できません



▼搬入場所 千葉県園芸用プラスチックリサイクルセンター
(東金市小沼田1655-3)
【問】農業用廃プラスチック対策協議会事務局(農業振興課内)
☎（70）0345

合併処理浄化槽の設置補助金

汲取便槽や単独浄化槽を利用する住宅から出る、未処理の生活排水による河川等の汚れを防止するため、合併処理浄化槽の設置補助金の申請を受け付けています。

▼対象 Ⅱ本市に住民登録のある方(下水道計画区域、農業集落排水事業区域およびコミニティ・プラント事業区域並びに大規模開発区域を除く)で、汲取便槽・単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換する方

※新築・改築に伴い新たに浄化槽を設置する場合や、既に設置済み、または工事等に着手中のものは対象外。

※補助金申請後、決定通知の到着までは工事を行わないようお願いいたします。先行した場合は補助金の対象とな

りません。

▼補助金額

・単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換 Ⅱ5人槽(512,000円)、6人、10人槽(594,000円)
・汲取便槽から合併処理浄化槽 Ⅱ5人槽(432,000円)、6人、10人槽(514,000円)

耐震改修の補助上限額を100万円に拡大

木造住宅の耐震診断・耐震改修にかかる費用の一部を補助します。自宅の耐震性を確保し、大地震に備えましょう。

◆耐震診断とは

旧耐震基準で設計されている建物の耐震性を確認します。健康診断同様、まずは建物の状態を知ることから始めましょう。

◆耐震改修とは

耐震診断の結果、耐震性が不足している建物の構造を補強します。

▼対象建物

- ①市内に所在している
- ②昭和56年5月31日以前に着工されたもの



▲耐震補助について
(市ホームページ)

ガスを安全に使いましょう

次の点に注意し、ガスを正しく安全に使用しましょう。

- ・「小型湯沸器」は、風呂、洗濯機、シャワーには使わない。



- ・地震が起きても、焦らず揺れが止まってから使用中のガス機器の器具栓、ガス栓を閉めてください。



- ・ガス臭いと感じたら、窓や戸を大きく開け換気をし、すぐにガス事業者へ連絡を!!



「ガスと暮らしの安心」運動実施中です(9月1日～11月30日)。詳細は、次のアドレスから一般社団法人日本ガス協会ホームページ内の「ガスと暮らしの安心」運動ページにアクセスしてください。
URL <http://www.gas.or.jp/anzen/campaign/>

【問】ガス事業課 ☎（72）1131

市営ガスは、**家計にも環境にもやさしい県産天然ガス**を供給しています(供給している**ガス種は12A**です)。

こちらは消費生活センターです!

その申し込み、定期購入ではありませんか?

《最終確認画面チェックリスト》

- ☐ 定期購入が条件になっていませんか?
- ☐ 継続期間や購入回数が決まっていますか?
- ☐ 支払い総額はいくらですか?
- ☐ 解約の際の連絡手段を確認しましたか?
- ☐ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか?
- ☐ お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか?
- ・申し込み前に「最終確認画面」をスクロールして、最後まで確認しましょう。
- ・注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも再度確認しましょう。
- ・最終確認画面はスクリーンショットで保存しましょう。

《ひとことアドバイス》

低価格を強調する広告を見て、1回だけもしくは単品のつもりで注文したら「定期購入」だったという相談が多く寄せられていま

す。特にインターネット通販では、申し込み前に必ず最終画面でチェックリストの項目を確認しましょう。

特定商取引法では、サイトの最終確認画面で、価格や申し込みの解除等の重要事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。これがなされていなかったり、誤認するような表示の場合等は、申し込みを取り消せる場合があります。

不安に思ったら、消費生活センターにご相談ください。

(参考資料：国民生活センター見守り新鮮情報 第487号より)

◆市消費生活センター

- ▶相談日時＝(月)、(火)、(水)、(金) 10時～12時、13時～16時(祝日、年末年始を除く)
- ▶会場＝中央公民館1階相談室
- ▶相談電話＝☎（70）0344
- 【問】地域づくり課市民協働推進班 ☎（70）0342